



盛土規制法の制度概要説明会

令和7年5月



福井県 土木部、農林水産部



福井市 都市政策部



「令和7年6月30日から盛土等※が許可制になります！」

福井県では、令和7年6月30日に
盛土規制法に基づく規制区域を指定し、
危険な盛土等の規制を開始します。

※ 盛土や切土、一時的な土石の堆積をいう



◆用語の定義



盛 土 等

土地の形質の変更(盛土・切土)、および土石の堆積

宅 地 造 成

宅地以外の土地を宅地にするための土地の形質の変更(盛土・切土)

特定盛土等

すでに宅地化された土地または農地などで行う

盛土その他の土地の形質の変更(盛土・切土)



法制定の背景・概要について



◆盛土規制法制定の背景

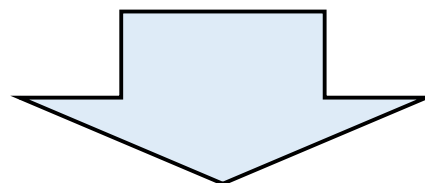


⚠ 危険な盛土等による被害が各地で発生しています！

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、
大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。

令和3年7月 静岡県熱海市

死者 **28** 名 住宅被害 **98** 棟



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する

「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称**「盛土規制法」**)が、
令和5年5月に施行されました。



◆盛土規制法の概要



1. スキマのない規制

規制区域 ◇都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

規制対象 ◇規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可制に

2. 盛土等の安全性の確保

許可基準 ◇盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定

**中間検査
完了検査** ◇許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

3. 責任の所在の明確化

管理責任 ◇盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化

監督処分 ◇災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

4. 実効性のある罰則の措置

罰則 ◇罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑および罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化



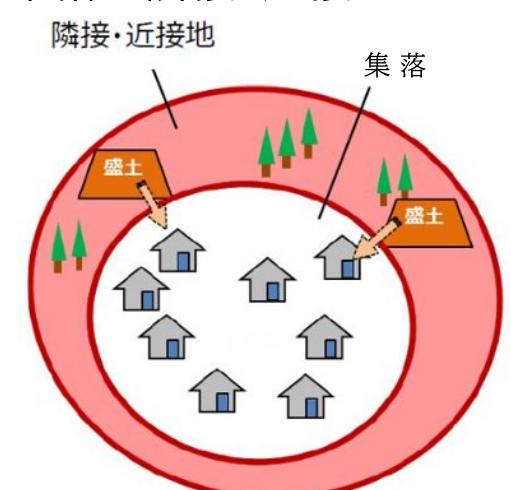
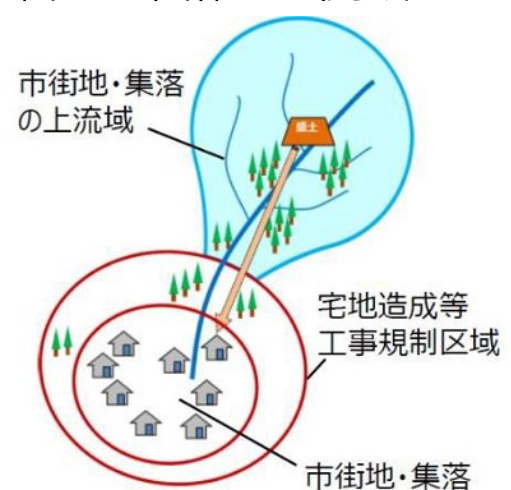
規制区域について



◆区域設定の考え方



盛土等が崩れることにより人家などに被害を及ぼす可能性のあるエリアを、
危険な盛土等を規制する区域として指定します。

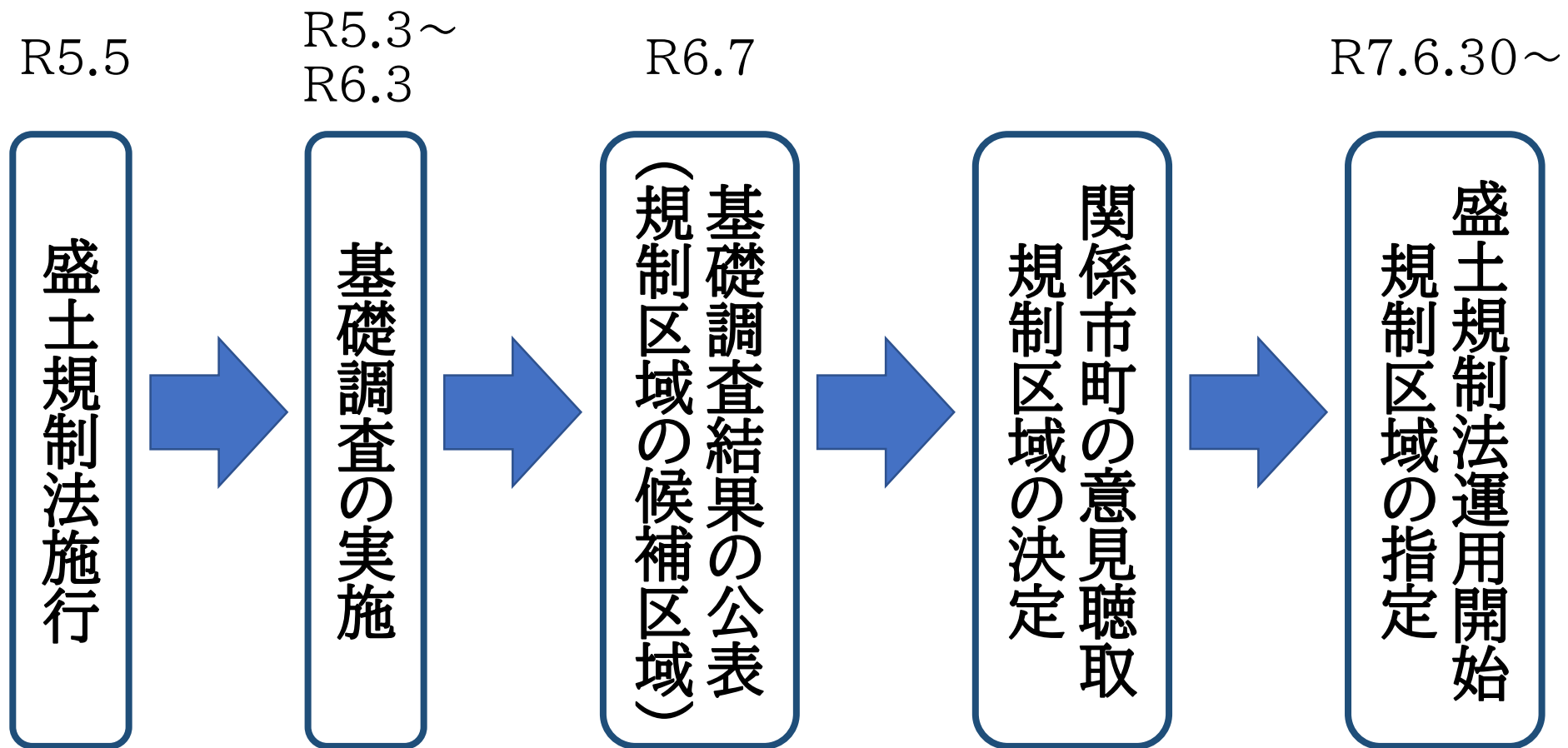
宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域	
・都市計画区域、準都市計画区域 ・都市計画区域外の集落（50軒連坦） 	・集落の隣接・近接地 	・市街地・集落の上流域 	・市街地・集落外の保全対象（人家、道路等の公共施設）に危害の恐れのあるエリア ・土砂災害警戒区域、山地災害危険地区 

※ 上記区域のほか、山間部の農地、山地等においても危険な盛土を規制していくため、全面的に「特定盛土等規制区域」を指定

※ 福井市内は中核市である福井市が、それ以外の区域は福井県が規制区域を指定し、
各々が許可等の制度を運用していきます。



◆規制区域指定の流れ





◆規制区域の詳細

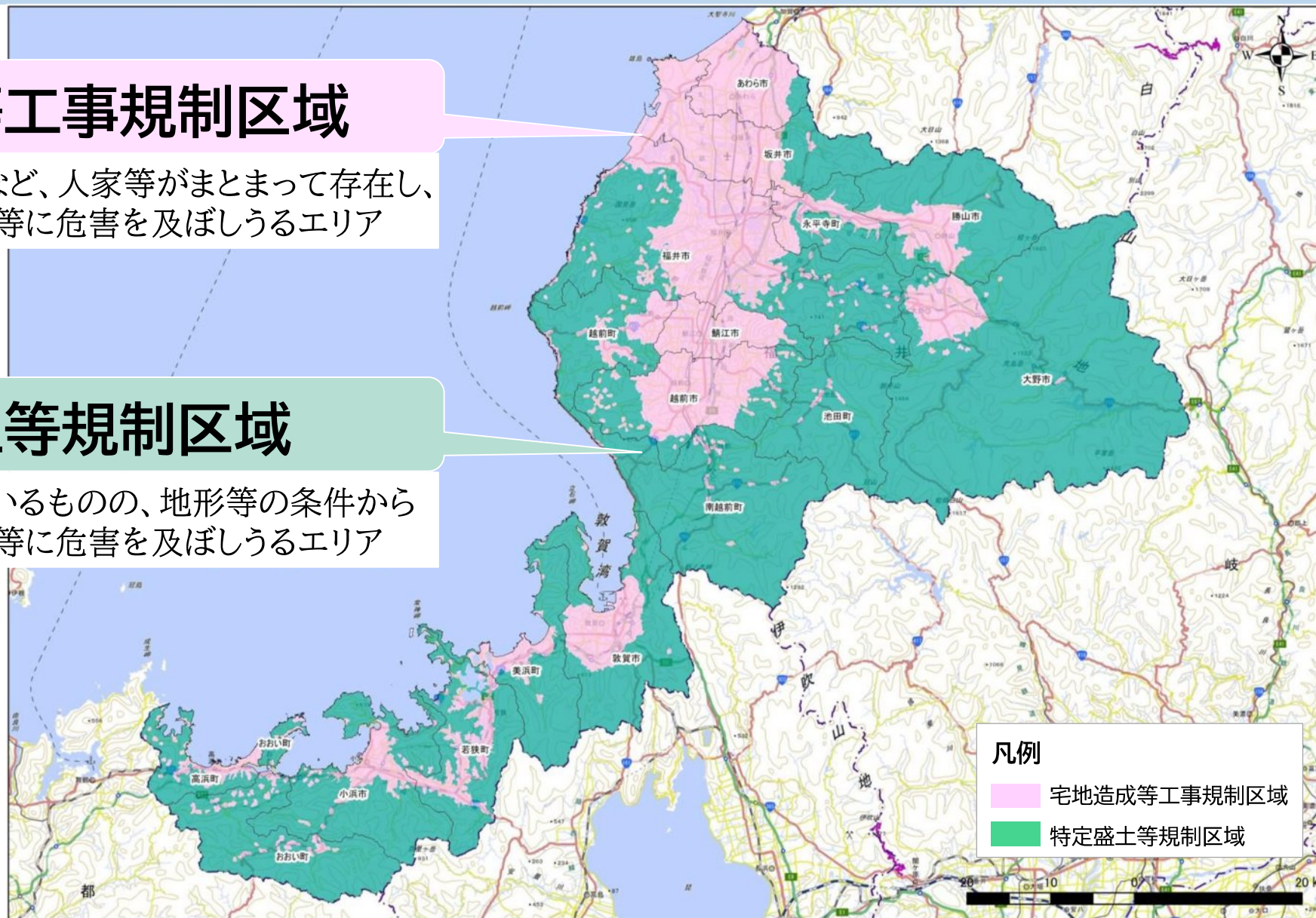


宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落から離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア





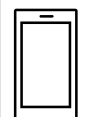
◆規制区域の詳細



規制区域の詳細図は、福井県および福井市のHPでご覧いただけます。

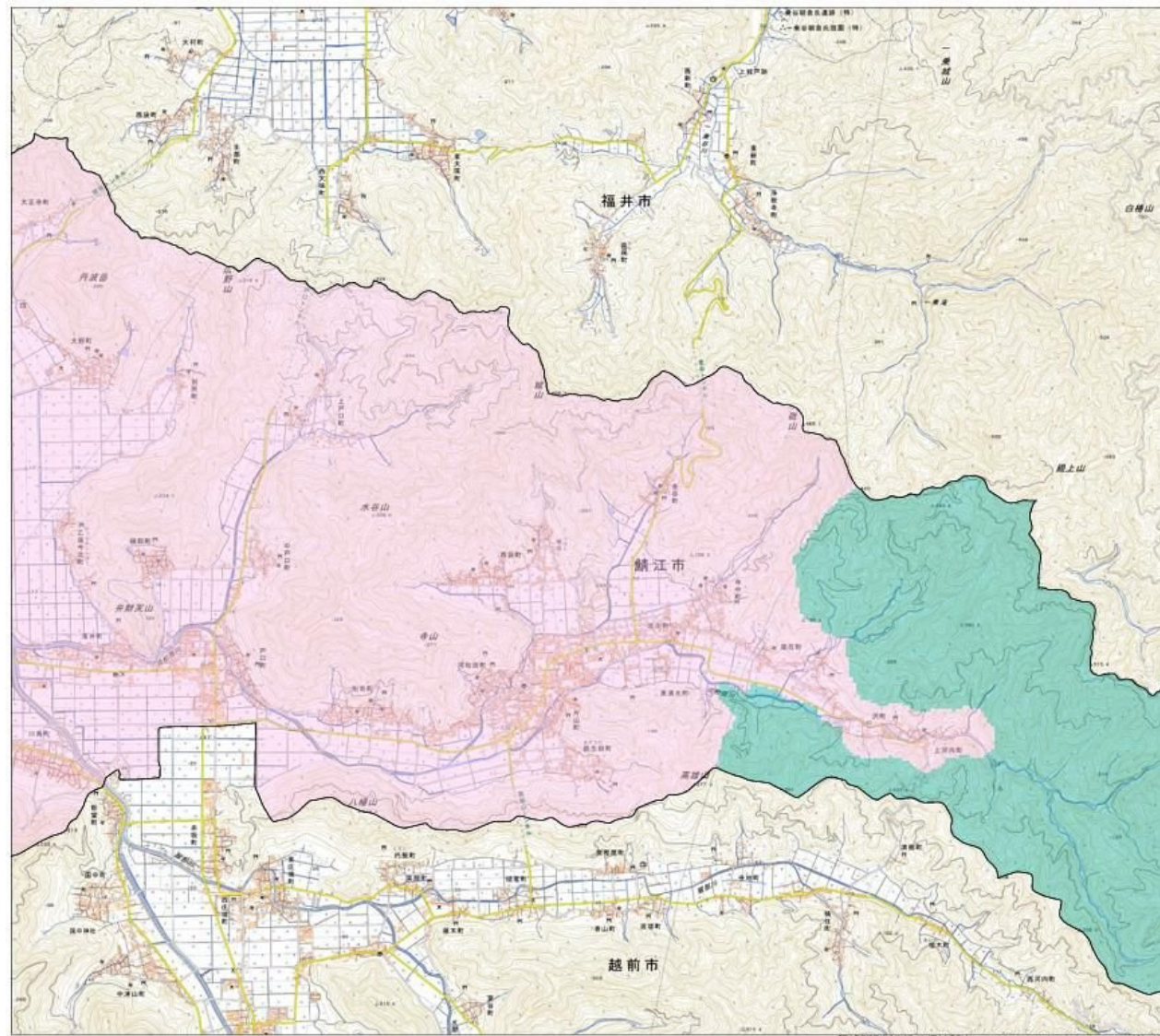
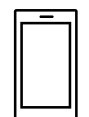
福井県ホームページ ▽

 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/morido/morido.html>



福井市ホームページ ▽

 <https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/tkeikaku/tkeikaku/p070584.html>



宅地造成等工事規制区域及び
特定盛土等規制区域の候補区域図
(鯖江市)

3



凡例

-  宅地造成等工事規制区域
-  特定盛土等規制区域

1 0.5 0 1 km
1:10,000



盛土規制法の規制内容について



◆許可を要する工事



- 規制区域内において、一定規模以上の盛土等については、安全性を確認するため許可が必要です。
- ただし、都市計画法上の開発許可を受けた宅地造成は、盛土規制法の許可を受けたものと見なされます。

「宅地造成等工事規制区域」で許可を要する盛土等の規模

土地の形質変更（盛土・切土）					一時的な土石の堆積	
①盛土で高さ 1m超 の崖が生じるもの	②切土で高さ 2m超 の崖が生じるもの	③盛土・切土で高さ 2m超 の崖が生じるもの ※①、②除く	④盛土で高さ 2m超 となるもの ※①、③除く	⑤盛土 or 切土する 土地の面積 500m²超 ※①～④除く	⑥最大の堆積高、面積 2m超かつ300m²超	⑦最大の堆積面積 500m²超

※ 盛土等の厚さが50cmを超えないものは許可不要



◆特定盛土等規制区域内の許可・届出を要する工事

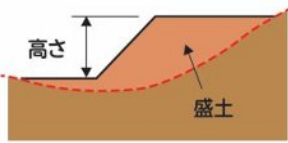
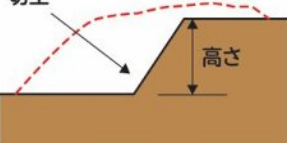
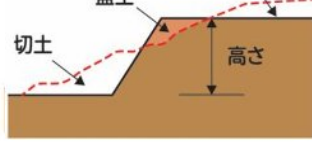
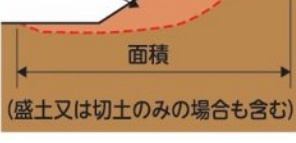
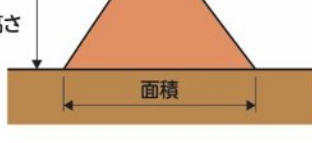
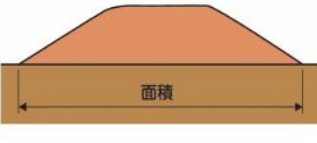


○ 特定盛土等規制区域での盛土等は規模により、許可対象と届出対象に分かれます。

⇒ 以下の表における 2m超 の規模は届出対象です。

⇒ 以下の表における 5m超 の規模になれば許可対象となります。

「特定盛土等規制区域」で許可・届出を要する盛土等の規模

土地の形質変更（盛土・切土）					一時的な土石の堆積	
①盛土で高さ 1m超 2m超 の崖が生じるもの	②切土で高さ 2m超 5m超 の崖が生じるもの	③盛土・切土で高さ 2m超 5m超 の崖が生じるもの ※①、②除く	④盛土で高さ 2m超 5m超 となるもの ※①、③除く	⑤盛土 or 切土する 土地の面積 500m²超 3,000m²超 ※①～④除く	⑥最大の堆積高、面積 2m超かつ300m²超 5m超かつ1,500m²超	⑦最大の堆積面積 500m²超 3,000m²超
						

※ 盛土等の厚さが50cmを超えないものは許可・届出不要



◆建設発生土の取扱いについて



建設工事等で発生する残土を工事現場外に搬出し、ストックヤード等に仮置きする場合でも、盛土規制法の規制対象(土石の堆積)となる場合がありますので、該当する場合は許可または届出等の手続を行う必要があります。

<留意事項>

- ・ 許可または届出の対象となる「土石の堆積」とは、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き等が該当
- ・ 土石の堆積は、一定期間を経過した後に除却することを前提とした行為であり、5年を超える可能性がある場合は、許可権者に相談のこと
- ・ 区域指定(R7.6月30日)以降に新たに仮置場等として利用する場合は、許可が必要
- ・ 区域指定以前から既に仮置き場等として利用している場合は、指定日から21日以内(R7.7.22)に届出が必要
- ・ 仮置場を国、県、市町、民間等複数の事業者が利用する場合等は、土地所有者等の同意を得た上で、法の技術的基準に基づき現場の安全管理等を行う者が申請者(工事主)として許可、届出等を行うことが可能

◆許可・届出を要しない工事①

<許可・届出を要しない工事>

○ 災害発生の恐れがないと認められる工事（法第12条1項、法第27条1項、法第30条1項の但し書き）

政 令 (政令5条1項各号、 政令27条、 政令29条1項)	・ 鉱山保安法：鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置の工事等) ・ 鉱業法：鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事) ・ 採石法：岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事) ・ 砂利採取法：砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事)
省 令 (省令8条1項各号)	・ 土地改良法：土地改良事業(農業用排水施設の新設等)等 ・ 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等 ・ 土壤汚染対策法：汚染土壤の搬出または処理等 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急処置として行う工事 ・ <u>高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土または切土をする厚さが50cmを超えないもの</u> ・ 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・ <u>土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが50cmを超えないもの</u> ・ <u>工事の施行に付随して行われるもの※であって、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に堆積するもの</u>

※主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合で、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するもの



◆許可・届出を要しない工事②



<許可・届出を要しない工事>

○ 道路、公園、河川その他政令で定める公共施設用地で行う工事（法第2条1項1号）

政 令 (政令2条)	・ 砂防施設、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道または無軌道電車の用に供する施設 ・ 国又は地方公共団体が管理する「学校、運動場、墓地」
省 令 (省令1条)	・ 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ・ 国又は地方公共団体が管理する「緑地、広場、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設」

○ 見なし許可となる工事（法第15条各号、法第34条各項）

- ・ 国又は都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事
- ・ 都市計画法第29条1項・2項の許可（開発許可）を受けて行われる工事

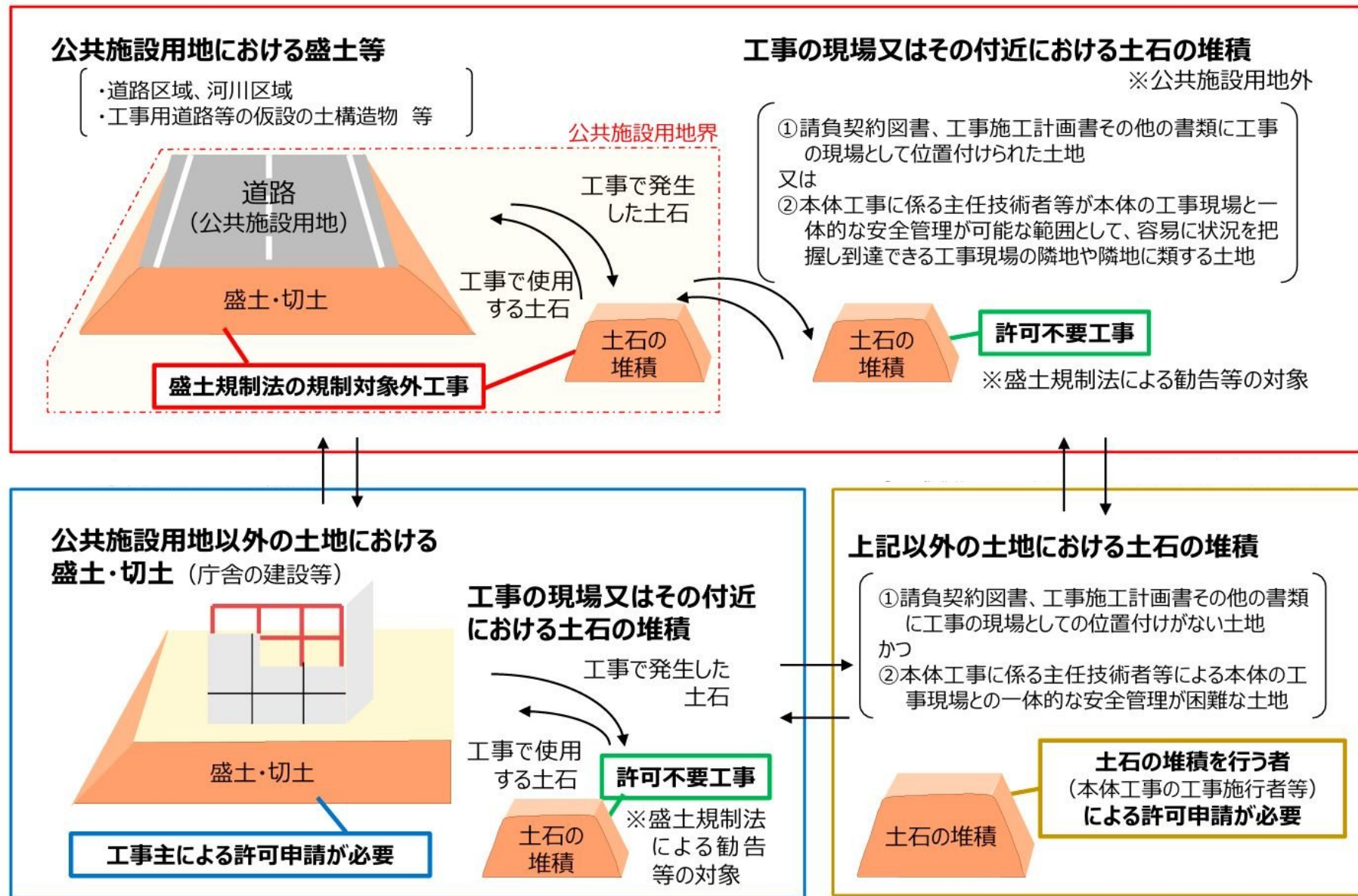
許可の審査、許可後の手続等については盛土規制法の規定も適用

○ その他対象外となる工事 ※ 通常の営農行為に該当する主な行為 については手引をご覧ください

- ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為※
(通常の生活活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が100cmを超えないもの)



◆公共工事等における土石の堆積イメージ





◆その他、届出の必要な盛土等

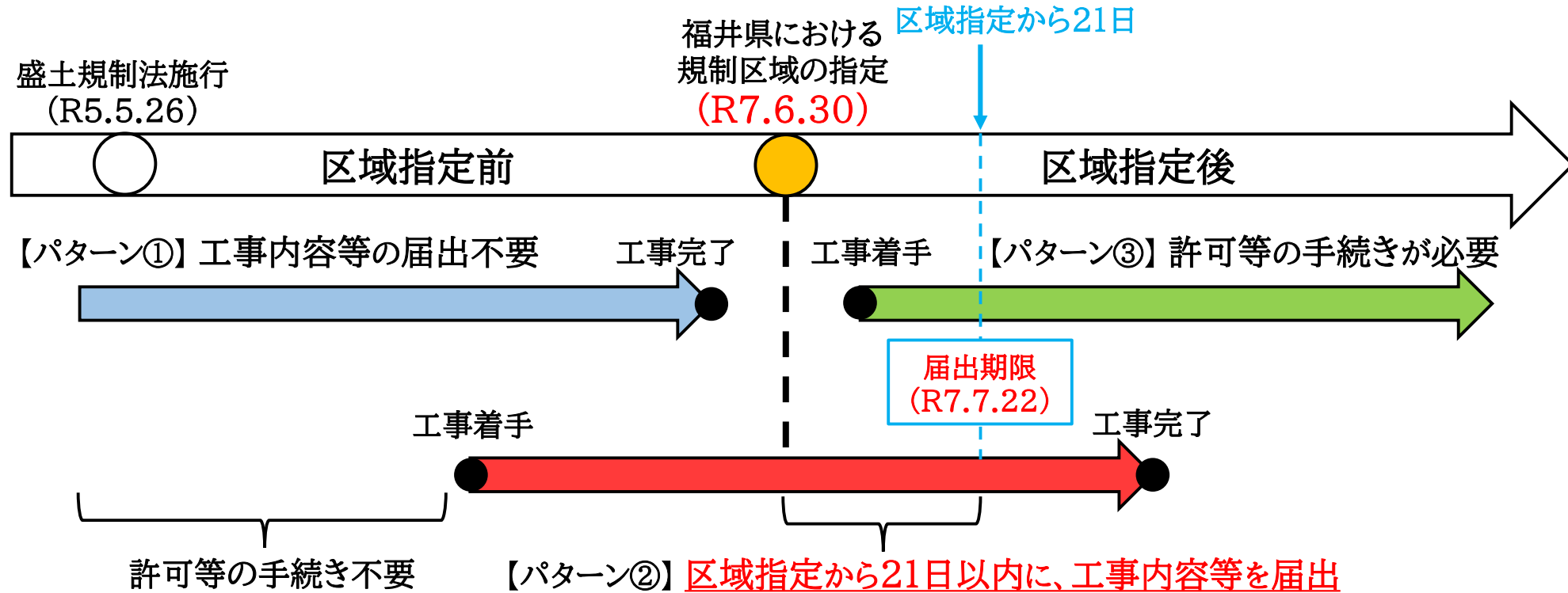


○ その他、届出の必要な工事は以下のとおりです。

対象となる工事等	規 模	届出期限
■ 区域指定の際に既に行われている工事	・宅地造成等工事規制区域で許可申請の必要な規模の工事 ・特定盛土等規制区域で許可申請の必要な規模の工事 ・特定盛土等規制区域で届出の必要な規模の工事	区域指定があった日から21日以内
■ 擁壁等の全部または一部の除去工事	・擁壁もしくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設または地滑り抑止ぐい等の全部または一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
■ 公共施設用地の転用	・公共施設用地を宅地または農地に転用したとき	転用した日から14日以内



◆区域指定の際に既に行われている工事



【届出が必要となる工事の例】

(土石の堆積)

建設発生土等の仮置場、ストックヤード等として規制開始前(R7.6.30より前)から利用している場合についても、速やかに届出を提出していただく必要があります。



◆開発許可との関連(みなし許可)



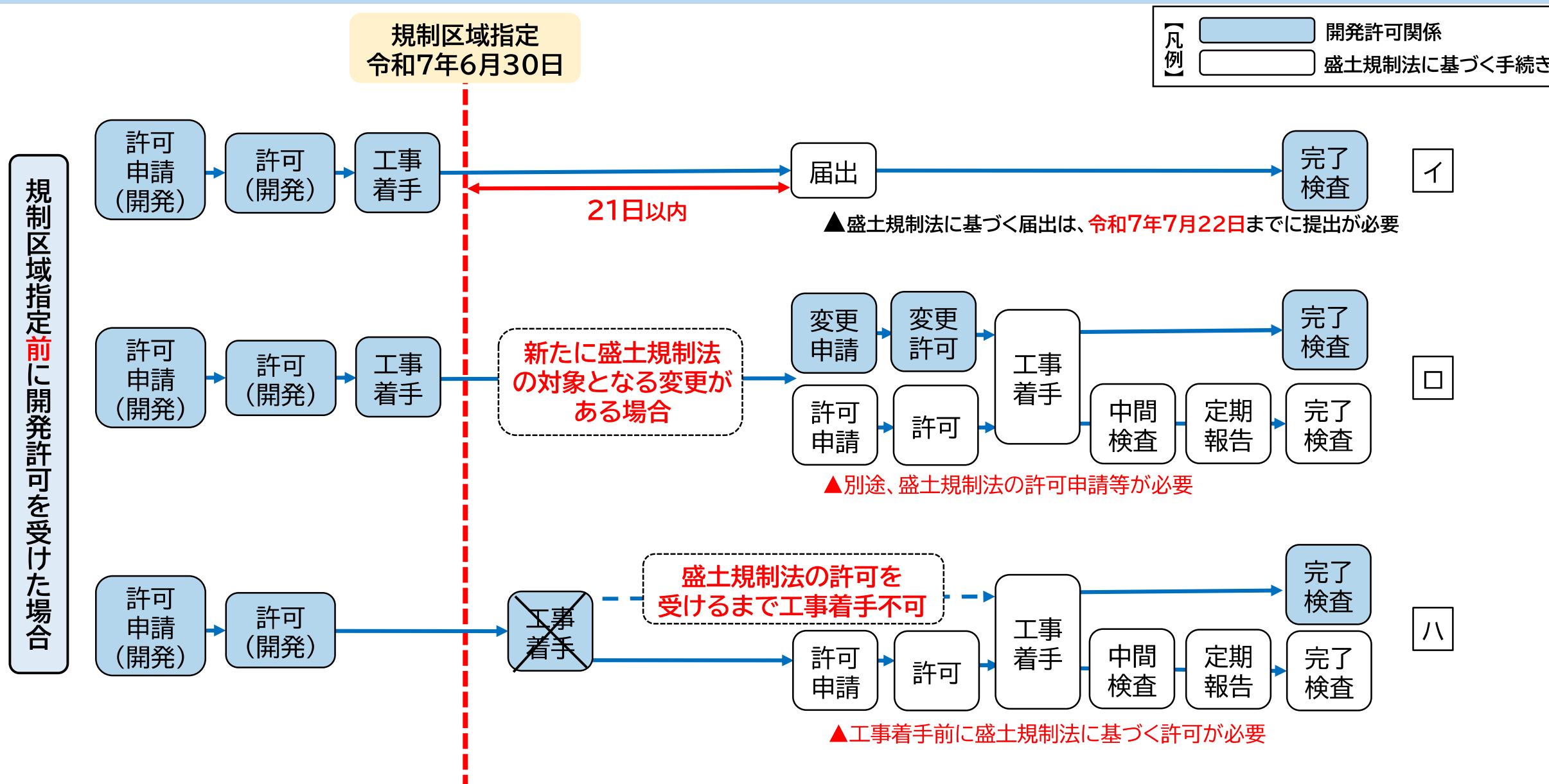
- 都市計画法に基づく開発許可を受けた宅地造成は、盛土規制法の許可を受けたものと見なされますが、許可の審査や許可後の手続等において、都市計画法の規定に加え、盛土規制法の規定も適用されます。
- このため、宅地造成の目的・規模に係わらず工事主の資力・信用、工事施行者の能力に関する審査※や盛土規制法の技術的基準への適合の審査が加わり、中間検査や定期報告などの手続きも必要になります。
 - ※ 自己居住用または1ha未満の自己業務用であっても、工事主の資力・信用、工事施行者の能力の審査が必要
- なお、開発行為の時期や内容により、見なし許可とならない場合もありますので、ご注意ください。
 - ※ 規制区域指定前に許可を受けた開発行為など。

盛土規制法の規定が適用され、新たに必要な手続き等

内 容		盛 土 規 制 法 条 項
工事の許可	工事主の資力・信用、工事施行者の能力に関する審査	第12条、第30条
工事の技術的基準への適合の審査		第13条、第31条
中間検査		第18条、第37条
定期報告		第19条、第38条
監督処分		第20条、第39条
標識の掲示		第49条



◆開発許可と盛土規制法に基づく手続きとの関係





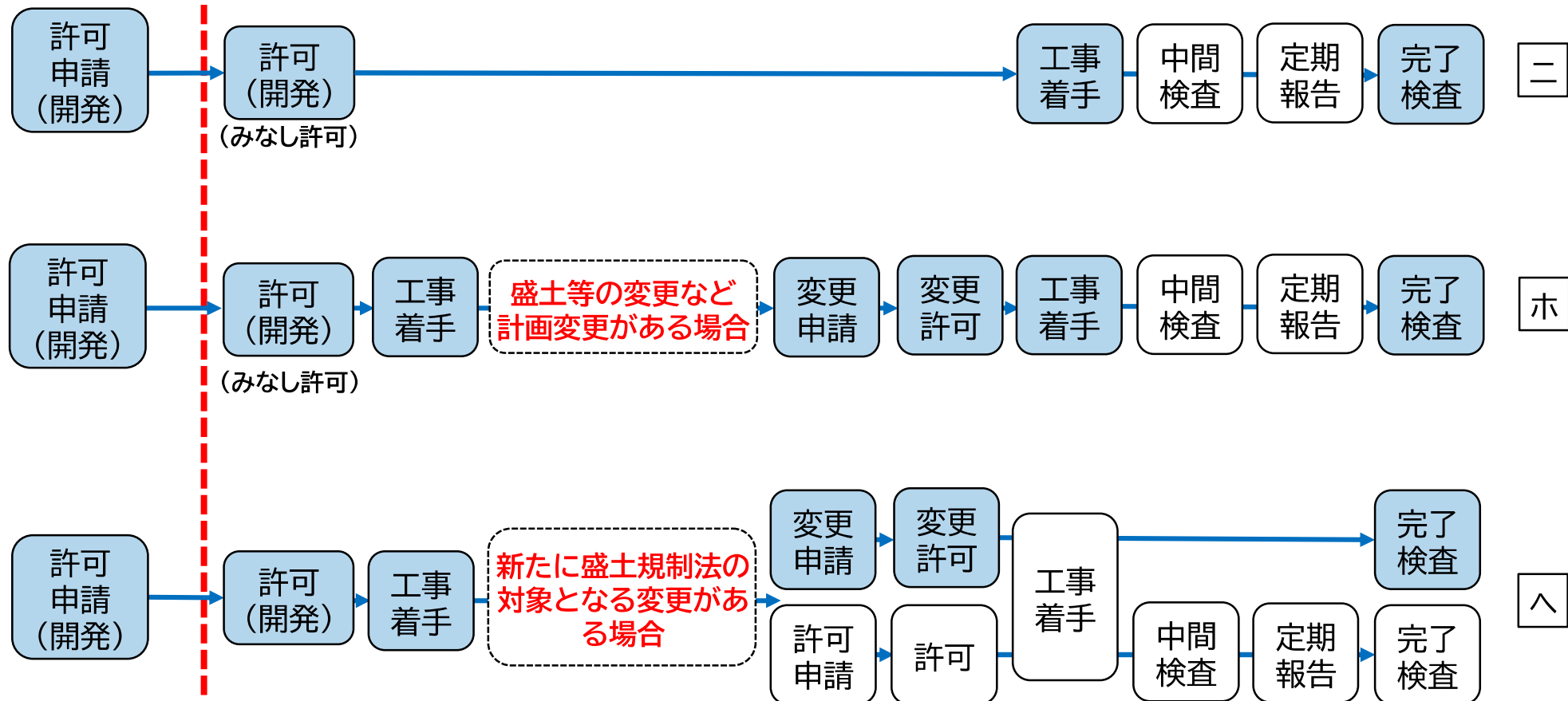
◆開発許可と盛土規制法に基づく手続きとの関係



規制区域指定後に開発許可を受けた場合

規制区域指定
令和7年6月30日

【凡例】
開発許可関係
盛土規制法に基づく手続き



▲みなし許可に該当しないため、別途、盛土規制法の許可申請等が必要



◆開発許可と盛土規制法に基づく手続きとの関係



○都市計画法(開発許可)の対象となる工事

<イ>

盛土規制法の対象となる工事について、規制区域指定前に開発許可を受け、工事着手した場合は、規制区域指定日から21日以内に盛土規制法第21条第1項(もしくは第40条第1項)に基づく届出が必要

<ロ>

盛土規制法の対象外の工事について、規制区域指定前に工事着手していたとしても、盛土規制法の対象となる変更※が生じた場合、開発の変更許可申請とは別に、盛土規制法に基づく許可申請等が必要

<ハ>

盛土規制法の対象となる工事について、規制区域指定前に開発許可を受けても、規制区域指定後に工事着手した場合は、別途、盛土規制法に基づく許可申請等が必要

<ニ>

盛土規制法の対象となる工事について、規制区域指定以降に開発許可を受けた場合は、みなし許可となるため、盛土規制法の手続きは不要だが、盛土規制法に基づく技術的基準への適合並びに中間検査・定期報告等が必要

<ホ>

盛土規制法の対象となる工事について、規制区域指定以降に開発許可を受けた場合は、盛土規制法のみなし許可となるため、盛土等の変更など工事の計画変更が生じた場合でも、開発の変更許可を受ければ、盛土規制法の変更許可は不要

<ヘ>

盛土規制法の対象外の工事については、規制区域指定以降の開発許可であっても盛土規制法のみなし許可に該当しないため、盛土規制法の対象となる変更※が生じた場合は、開発の変更許可申請とは別に、盛土規制法に基づく許可申請等が必要

※当初、区画変更で申請したが、変更で形質変更を追加した場合 など



技術的基準および設計者資格



◆工事の技術的基準【土地の形質変更(盛土・切土)】



規制区域内において行われる土地の形質変更または土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準および国の「盛土等防災マニュアル(参考文献「盛土等防災マニュアルの解説」)」に従い、盛土、擁壁等の設置その他災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものである必要があります。

土地の形質変更(盛土・切土)の工事の技術的基準

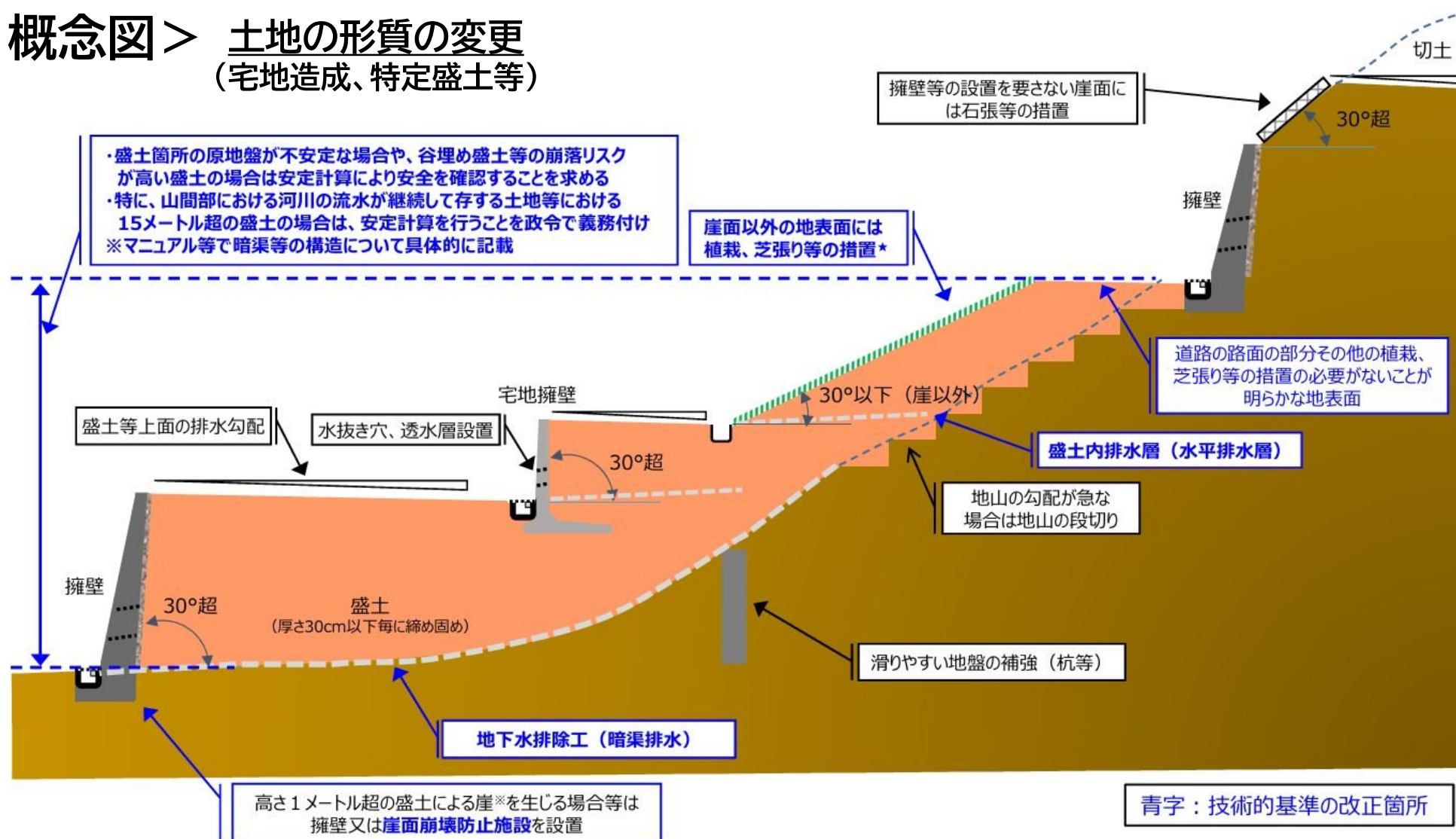
技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水または地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊または滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段切りその他の措置)について
	第7条第2項第1号	盛土または切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認(土質試験その他の調査、試験に基づく安定計算)について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策(地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置)について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について (鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第17条	国土交通大臣認定による特殊な材料または構法の擁壁について
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面およびその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について(石張り、芝張り、モルタル吹付け等)
	第15条第2項	地表面の雨水その地表水からの浸食からの保護について(植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について



◆工事の技術的基準【土地の形質変更(盛土・切土)】



<概念図> 土地の形質の変更 (宅地造成、特定盛土等)



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。

★ 宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定。



◆工事の技術的基準【土石の堆積】



規制区域内において行われる土地の形質変更または土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準および国の「盛土等防災マニュアル(参考文献「盛土等防災マニュアルの解説」)」に従い、盛土、擁壁等の設置その他災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものである必要があります。

土石の堆積の工事の技術的基準

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	土地の勾配の制限について(勾配1/10以下)
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊または滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号および第4号の適用除外について



◆工事の技術的基準【土石の堆積】

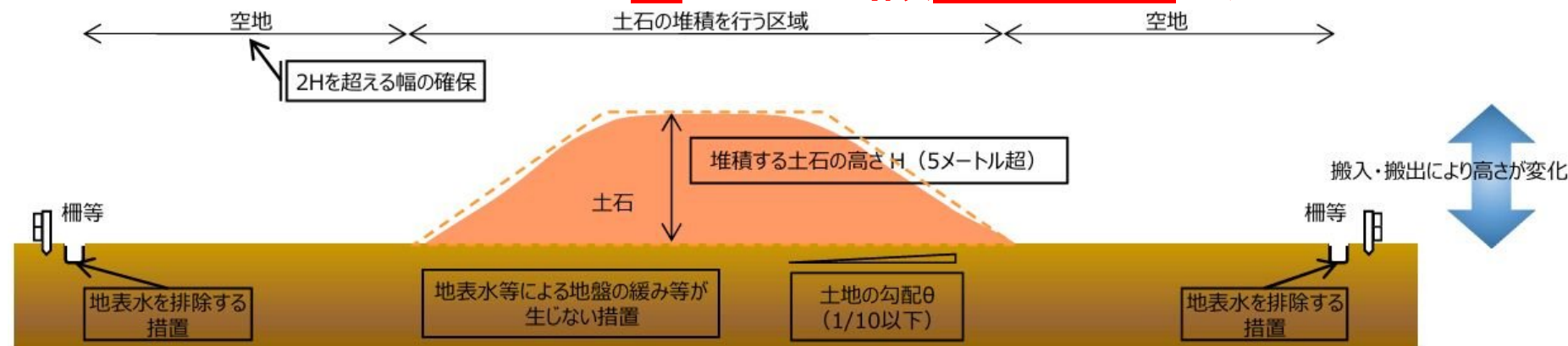


＜概念図＞ 土石の堆積：一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

○ 堆積する土石の高さが**5メートル以下**の場合、**当該高さを超える**幅の空地の設置



○ 堆積する土石の高さが**5メートル超**の場合、**当該高さの2倍を超える**幅の空地の設置



※「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能



◆資格を有する者の設計対象工事、設計者資格



- 「高さ5m超の擁壁の設置」、「盛土・切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地での排水施設の設置」は、政令で定める以下の資格を有する者の設計によることが必要。

設計者資格	
①	大学において、土木または建築に関する課程を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
②	短期大学において、土木または建築に関する修業年限3年の課程を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
③	②に該当する者を除き、短期大学もしくは高等専門学校等において、土木または建築に関する課程を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
④	高等学校等において、土木または建築に関する課程を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
⑤	国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者



申請手続きの流れ



◆許可権者、申請・届出窓口



○ 許可権者：福井県知事(福井市を除く県内全域)、福井市長(福井市内全域)

申請所在地	申 請 窓 口			
	宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域	
	盛土、切土または土石堆積の面積		盛土、切土または土石堆積の面積	
	1ha未満	1ha以上	1ha未満	1ha以上
福 井 市	福 井 市		福 井 市	
永 平 寺 町	福井土木事務所	県 庁 (都市計画課)	福井農林総合事務所	県 庁 (都市計画課)
あ わ ら 市	三国土木事務所		坂井農林総合事務所	
坂 井 市	奥越土木事務所		奥越農林総合事務所	
大 野 市			丹南農林総合事務所	
勝 山 市				
越 前 市				
池 田 町	丹南土木事務所			
南 越 前 町	丹南土木事務所			
鯖 江 市	鯖江丹生土木部			
越 前 町	敦賀土木事務所			
敦 賀 市				
美 浜 町				
若狭町（旧三方町）	小浜土木事務所		嶺南振興局 (二 州)	
若狭町（旧上中町）				
小 浜 市				
高 浜 町				
お お い 町			嶺南振興局 (若 狭)	

※区域指定の際に既に行われている工事等の届出は全て県庁(都市計画課)

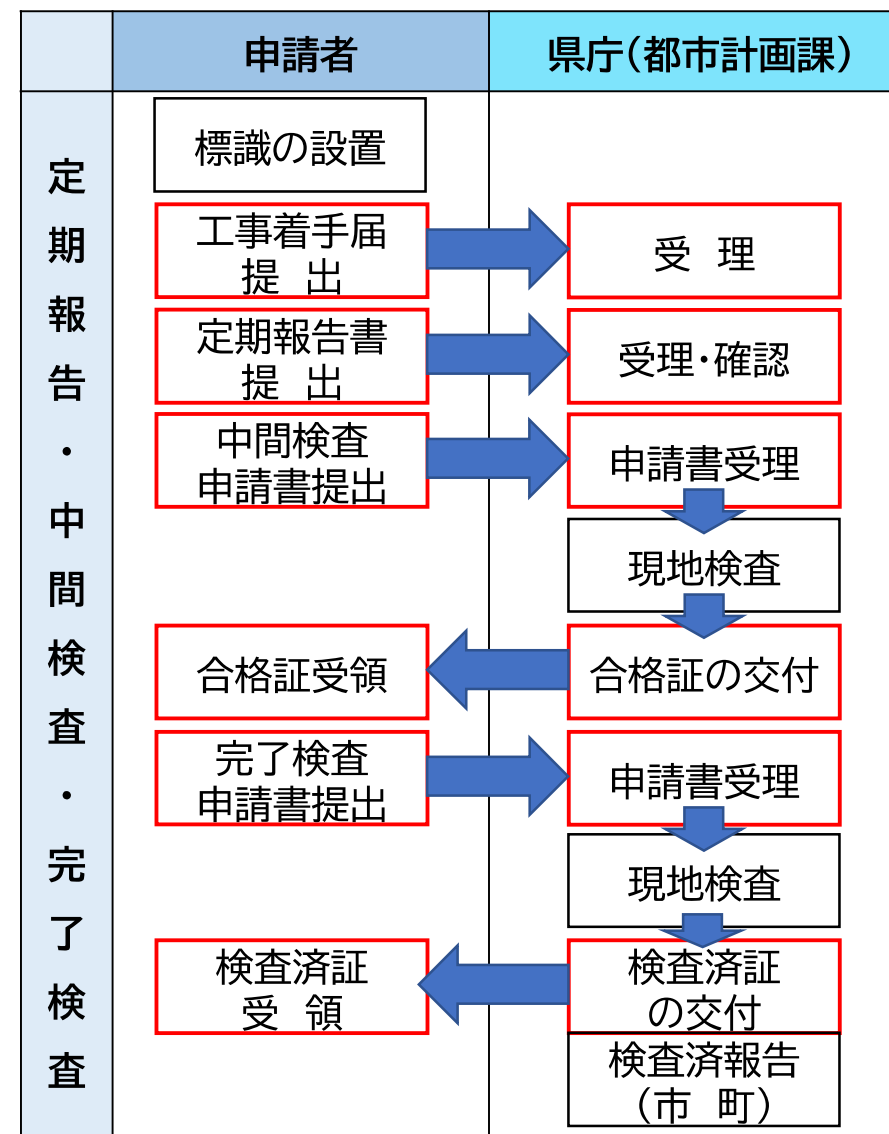
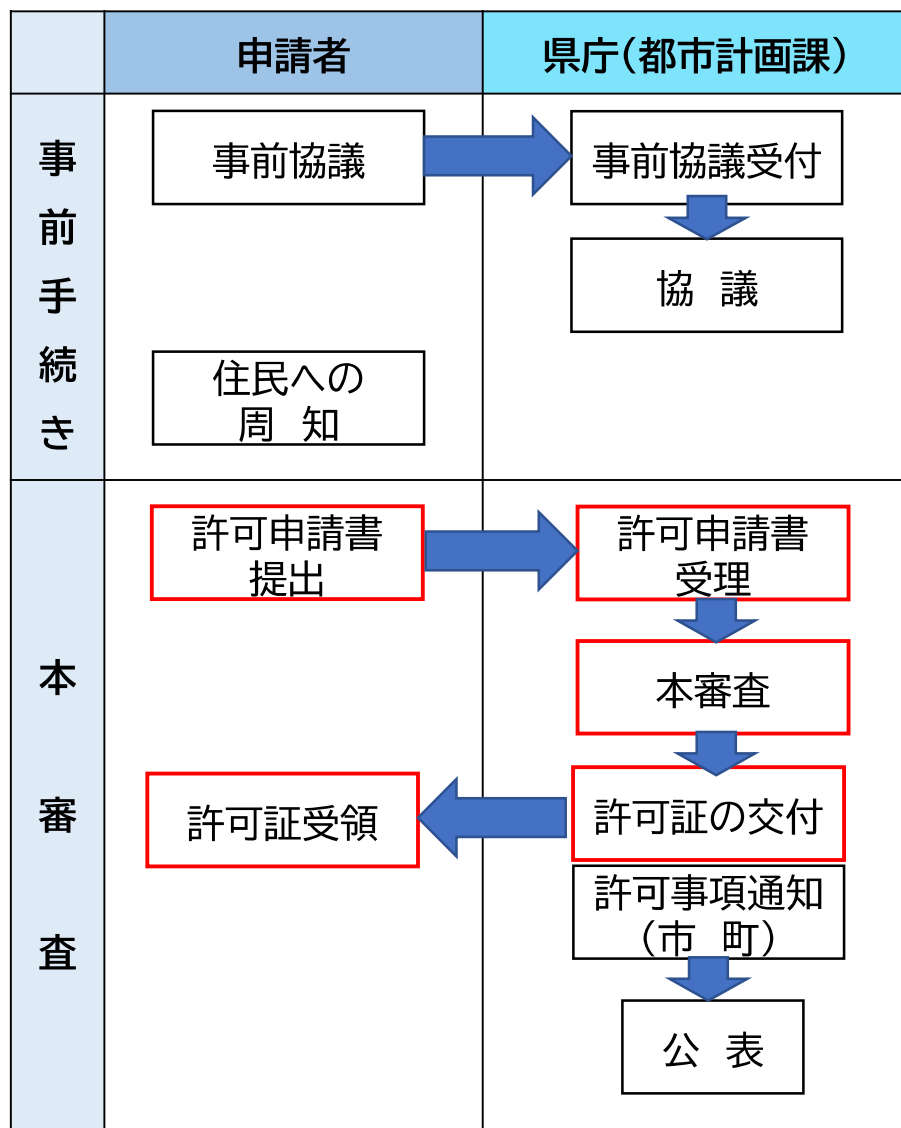


◆申請手続きの流れ(1ha以上)



[県庁で許可する場合(1ha以上)]

 : 電子申請サービスの利用(福井市は対象外)



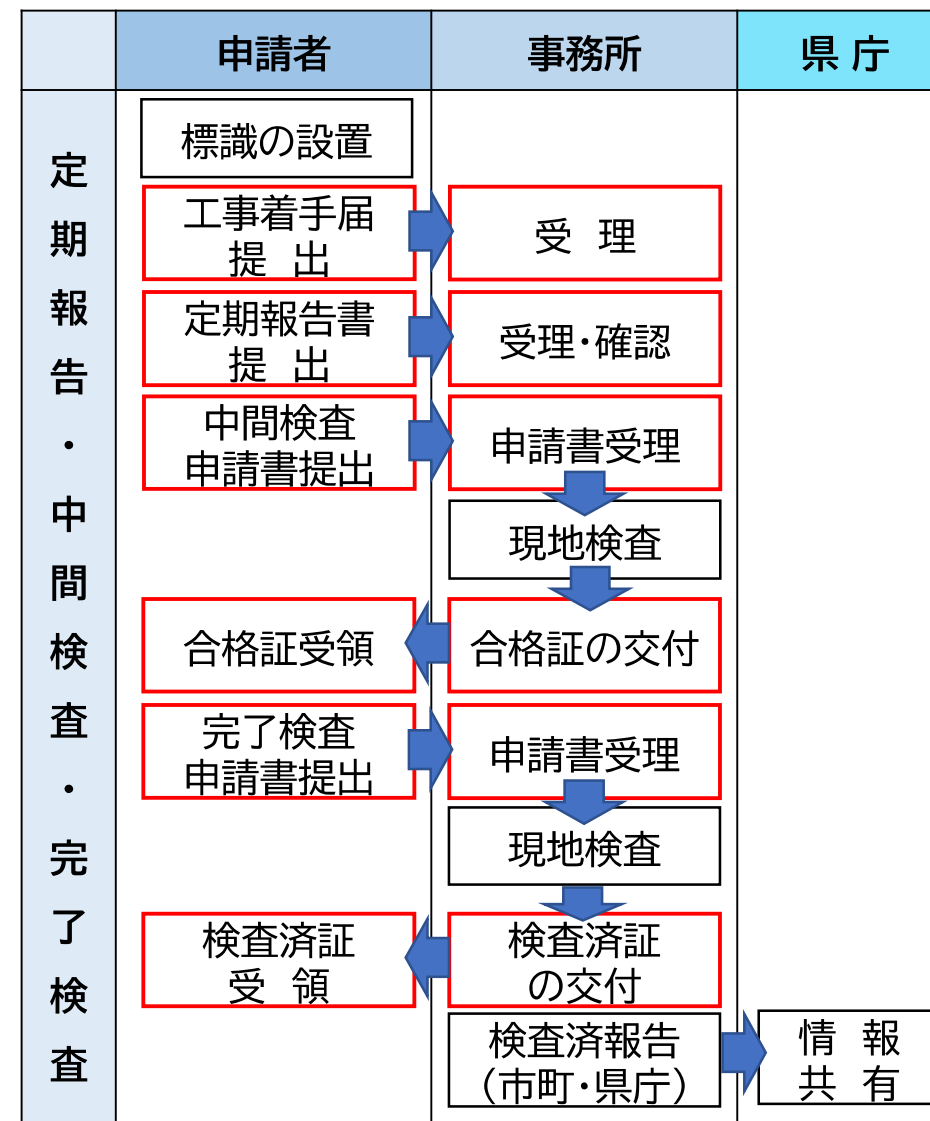
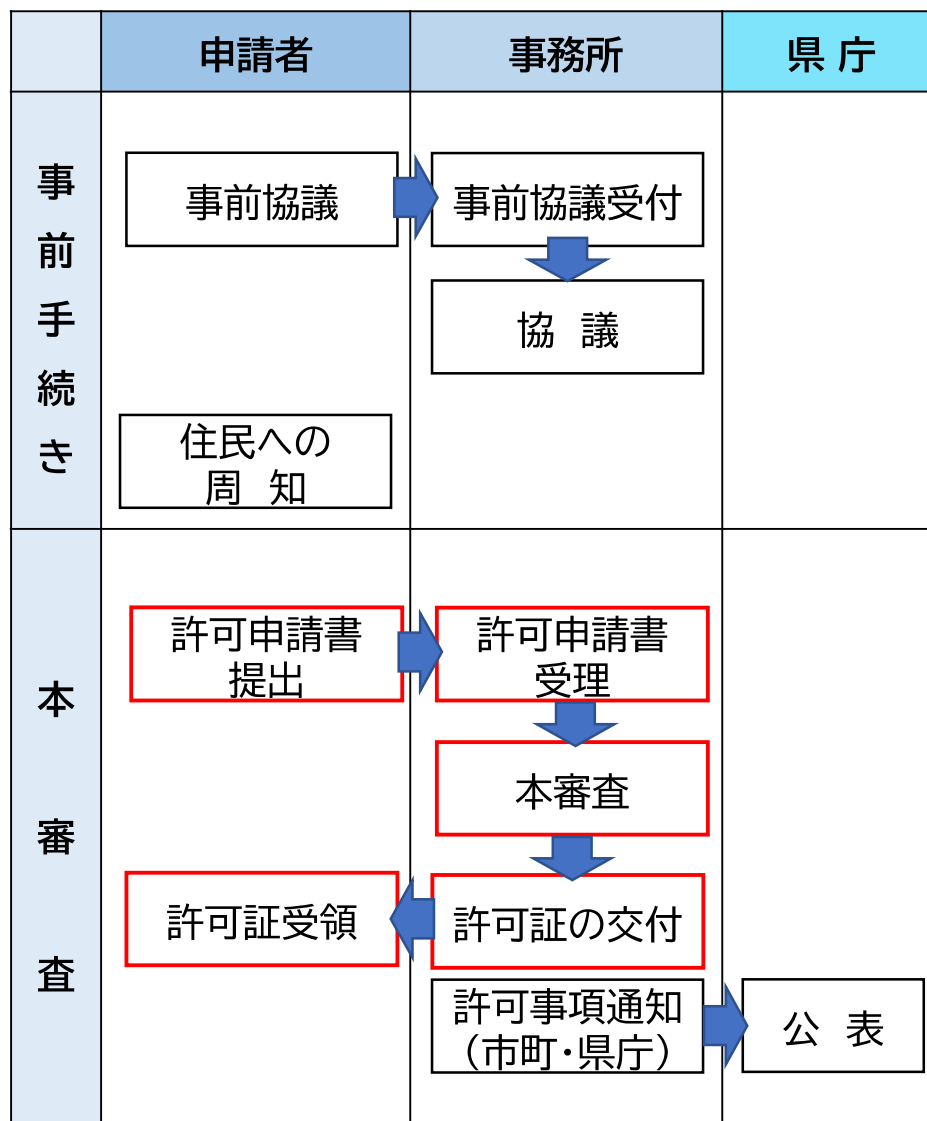


◆申請手続きの流れ(1ha未満)



[土木事務所、農林総合事務所等で許可する場合(1ha未満)]

 : 電子申請サービスの利用(福井市は対象外)





工事の許可・届出の申請



◆事前の対応



事前協議

- 宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可等の要否や主な技術的基準の適用などについて確認しておく必要がありますので、許可担当部署に事前協議をしてください。
- 当該工事に関係のある公共施設等の管理者と協議を行い、同意を得る必要があります。

地権者同意

- 宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事区域内の土地について、造成事業の施行の妨げとなる権利※を有する者の同意を得る必要があります。

※妨げとなる権利・・・所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権 等

住民周知

- 申請に当たっては周辺住民への事前周知も必要です。申請には事前周知を行ったことを証する書類を添付してください。
- 必要な書類、住民周知の範囲の考え方、周知する工事の具体的内容については、申請の手引きをご覧ください。



◆周辺住民の事前周知



<周知の方法>

①～③のいずれかの方法で実施

① 住民説明会（工事の内容についての説明会）

② 書面配布 （工事の内容を記載した書面の配布）

③ 掲示等 （工事の内容の施行に係る土地およびその周辺の適当な場所への掲示＋インターネットを利用しての住民への閲覧）

ただし、災害の生じるおそれ特に大きい土地（溪流等）で行う高さが15mを超える盛土については、
①住民説明会による周知が必要。

<周知の内容>

右記については、
必ず周知を行う
必要があります。

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名または名称	
②工事が施行される土地の所在地	
③工事施行者の氏名または名称	
④工事の着手予定日および完了予定日	
⑤盛土または切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
⑥盛土または切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土または切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量
⑧その他県が必要と認める事項	⑧その他県が必要と認める事項



◆許可申請書の作成(必要書類、添付図面)



[許可申請に必要な主な書類、添付図面]

主な必要書類

許可申請書
設計者資格証明書
擁壁等の構造計算書
地盤の安定計算書 ※「山間部の河川の流水が継続する土地等において15m超の盛土をする場合」、「崖面を擁壁等で覆わない場合」
申請地及びその周辺の写真
工事主の資力に関する書類 (資金計画書、預金残高証明書、資金借入・融資証明書 等)
工事主の信用に関する書類 (納税証明書、誓約書、法人の登記事項証明書や事業経歴書 等)
工事施行者の能力に関する書類 (登記事項証明書、事業経歴書、建設業許可証明書)
土地の権利者の同意書
土地の公図の写し、土地登記事項証明書
住民への周知措置を講じたことを証する書類

主な添付図面

位置図
地形図
土地の平面図、断面図
崖の断面図(崖の高さ、勾配、土質、従前の地盤面、法面保護)
擁壁等の断面図、背面図
排水施設の平面図、構造図
求積図

[: 工事の技術的基準への適合の審査

[: 工事主の資力・信用に関する審査

[: 工事施行者の能力に関する審査

[: その他審査

◆届出書の作成(必要書類、添付図面)



[小規模な工事※の届出に必要な主な書類、添付図面]

※特定盛土等規制区域内に限る

主な必要書類	主な添付図面
届出書	位置図
届出地およびその周辺の写真	地形図
住民票または個人番号カードの写し	土地の平面図、断面図
法人の登記事項証明書	崖の断面図(崖の高さ、勾配、土質、従前の地盤面、法面保護)
役員の住民票または個人番号カードの写し	擁壁の断面図、背面図
	排水施設の平面図、構造図
	求積図



◆許可条件



〔主な許可条件〕

- 工事の施行にあたっては、施行区域の周辺地に、土砂流出等による被害を与えないように留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
- 工事施行に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。
- 工事施行中は、雨水等を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。
- 工事に着手した後、万が一工事を廃止する場合は、周辺の地域に対して溢水等の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害したり、環境を害したりすることのないよう、必要な事後処理を行うこと。
- 工事を中止した場合は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示する必要な措置を講ずること。



◆標準処理期間、許可申請手数料



[標準処理期間]

許可の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日

- ※ 書類の不備等を補正するために要する期間は含まない。
- ※ 申請窓口の執務が行われない休日は期間に含まない。
- ※ 資料の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まない。
- ※ 標準処理期間は目安であり、期間内に処理されとは限らない。

[許可申請手数料]

	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積		宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
500㎡以下	15,000 円	11,000 円	1ha超 2ha以下	140,000 円	47,000 円
500㎡超 1,000㎡以下	24,000 円	13,000 円	2ha超 4ha以下	200,000 円	57,000 円
1,000㎡超 2,000㎡以下	33,000 円	14,000 円	4ha超 7ha以下	320,000 円	71,000 円
2,000㎡超 3,000㎡以下	47,000 円	17,000 円	7ha超 10ha以下	460,000 円	110,000 円
3,000㎡超 5,000㎡以下	57,000 円	23,000 円	10ha超	590,000 円	150,000 円
5,000㎡超 1ha以下	74,000 円	25,000 円			

【変更許可の取扱い】

- ① 設計変更(上表の1/10)
 - ② 区域編入(上表のとおり)
 - ③ その他の変更 10,000円
- 『 ①+②+③ 』



許可後における留意事項

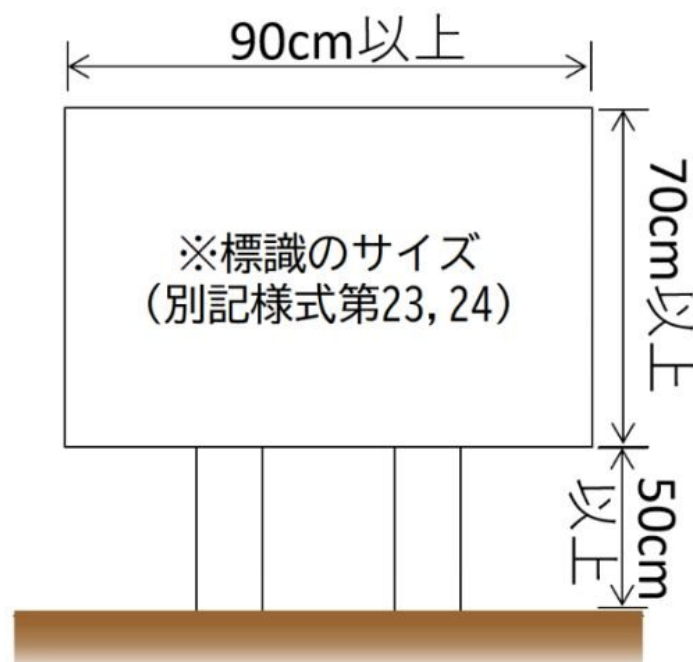


◆標識の掲出



工事の許可を受けた**工事主**は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、**標識を掲げる**必要があります。

〔 標識のサイズ 〕



〔 標識に記載する事項 〕

記 載 事 項
①工事主の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
②工事の許可年月日および許可番号
③工事施行者の氏名または名称
④現場管理者の氏名または名称
⑤工事の着手予定年月日および工事の完了予定年月日
⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
⑦盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ
⑧盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積
⑨盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量
⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
⑪許可を担当した福井県の部局名称および連絡先



◆変更許可申請、軽微な変更



〔工事の変更許可申請〕

許可を受けた工事の**計画を変更**しようとするときは、福井県知事の**許可**が必要となります。

【提出が必要な書類】

No.	書類の名称	区 分	
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積
1	変更許可申請書	要	要
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	要	要

〔軽微な変更に関する届出〕

軽微な変更をしようとするときは、速やかに福井県知事へ**届け出る**必要があります。

【軽微な変更内容】

※「工事の変更許可申請」は不要

No.	変更内容
1	工事主、設計者または工事施行者の氏名もしくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日または工事の完了予定年月日の変更 (土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

【提出が必要な書類】

No.	書類の名称	区 分	
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積
1	宅地造成等に関する工事の変更届出書	要	要



◆中間検査



盛土前の地盤面等に設置する暗渠排水施設の設置についてのみ検査が必要

行 為	中 間 検 査 が 必 要 な 盛 土 等 の 規 模
形質変更(盛土・切土)	① 盛土で高さ2m超の崖 ② 切土で高さ5m超の崖 ③ 盛土・切土で高さ5m超の崖(①、②を除く) ④ 盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤ 盛土or切土する土地の面積3,000m ² 超(①～④を除く)
一時的な土石の堆積	※ 不 要

【中間検査の項目等】

工 種	検 査 項 目	検 査 密 度	確 認 方 法
暗渠排水施設	排水管の位置	—	位置を排水施設の平面図と照合
	材料(規格等)	—	排水管の材料(規格等)を確認
	管渠の基準高	・施工延長50mにつき1箇所 ・延長50m以下のものは1施行につき2箇所	規格値 ±30mm
	その他必要な事項	—	—



◆定期報告



工事の着手後**3ヵ月ごと**に、その**進捗状況等に関する定期報告書**を受理し確認

行 為	定 期 報 告 が 必 要 な 盛 土 等 の 規 模
形質変更(盛土・切土)	① 盛土で高さ2m超の崖 ② 切土で高さ5m超の崖 ③ 盛土・切土で高さ5m超の崖(①、②を除く) ④ 盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤ 盛土or切土する土地の面積3,000m ² 超(①～④を除く)
一時的な土石の堆積	① 堆積高5m超かつ面積1,500m ² 超 ② 面積3,000m ² 超

【定期報告における提出書類】

書類の名称	内 容
定期報告書	※「許可申請等の手引き」をご参照ください
写 真	・報告時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地およびその付近の状況を撮影したもの
進捗が確認できる図面等	・申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示 ・写真の撮影方向を表示



◆完了検査・確認申請



[完了検査]

工事の完了後、工事が許可の内容に適合していることを判定するため、**宅地造成**または**特定盛土等**に関する工事については**完了検査**を行います。

【完了検査に係る提出書類】

No.	書類の名称	備考	申請の時期
1	宅地造成または特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	・宅地造成または特定盛土等の場合	工事完了から4日以内

[確認申請]

工事の完了後、**土石の堆積**に関する工事※については**確認申請**に基づく確認を行います。

※堆積したすべての土石を除却するものに限る

【確認申請に係る提出書類】

No.	書類の名称	備考	申請の時期
1	土石の堆積に関する工事の確認申請書	・土石の堆積の場合	工事完了から4日以内



◆完了検査



【完了検査に必要な書類(参考)】

書類の名称	管理基準の根拠	備 考
出来形管理資料	福井県土木工事施工管理基準(出来形)	出来形の測定位置が分かるように略図を記載する
品質管理資料	福井県土木工事施工管理基準(品 質)	品質の測定位置が分かるように略図を記載する
工事写真	福井県土木工事施工管理基準(写 真)	
確定測量図	—	面積計算書を含む

【完了検査の主な項目等(参考)】

工 種	項 目	判断基準	確認方法(例)
盛 土	高 さ	計画高さ	計測確認
	勾 配	計画勾配(原則30度以下)	計測確認
	盛土材料	計画材料	目視・資料確認
	盛土施工	計画締固め度(90%以上を標準)	資料確認(試験状況)
		まき出し厚さ(おおむね0.30メートル以下)	資料確認
	原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り等の措置	資料確認(基盤状況)
擁 壁	擁壁形式	計画形式	資料確認
	擁壁形状	計画形状(材料、寸法等)	計測・資料確認
	基礎地盤	沈下に対し安全な地盤	資料確認(基盤状況)
	配 筋	配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等	資料確認
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等	計測・資料確認



電子申請システムの利用手順

◆申請手続きの流れ(電子申請サービス)



宅地造成、特定盛土および土石の堆積に関する工事の許可申請または届出は「福井県電子申請サービス」により提出してください。(福井市は対象外)

福井県HP

「宅地造成」、「特定盛土」または
「土石の堆積」等で検索



◆申請手続きの流れ(電子申請サービス)



<申請書入力>

■ 手続案内

- 選択された手続に関するご案内のページです。
- この手続についてのご質問は、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請先	福井県
手続名	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書・変更許可申請書
お問い合わせ先	〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 土木部 都市計画課 電話：0776-20-0498 FAX：0776-20-0693 tokei@pref.fukui.lg.jp
概要説明	宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項又は第30条第1項の規定による、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 第16条第1項又は第35条第1項の規定による、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
手続方法	
記載方法等	
公開期間	
受付期間	公開期間と同じ
用紙サイズ	A4 縦 1ページ

？
お困りの場合はこちら

🖨️ 電子申請をする(電子証明書が不要)

申請書入力 添付資料選択 手続方法 送信内容確認 送信完了

■ 申請書入力

- 申請書に必要な事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。

申請先	福井県
手続名	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書・変更許可申請書

■ 基本事項

[1] 申請区分 必須	☒ 許可申請 ☐ 変更許可申請
[2] 規制区域区分 必須	福井県ホームページ の盛土規制法の規制区域図からご確認ください。 ☐ 宅地造成等工事規制区域 ☒ 特定盛土等規制区域
[3] 盛土又は切土をする土地の面積 必須	許可申請の対象となる盛土や切土の面積（盛土や切土を行わない道路、法面等を除く）※手数料の額を判定する面積になります。（小数第1位四捨五入） 9000 平方メートル
[4] 申請窓口 必須	下表を参考に申請窓口を選択してください。 福井農林総合事務所

申請所在地	申 請 窓 口			
	宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域	
	盛土、切土又は土石堆積の面積 1ha未満 1ha以上		盛土、切土又は土石堆積の面積 1ha未満 1ha以上	
福 井 市	福 井 市		福 井 市	
永 平 寺 町	福井土木事務所		福井農林総合事務所	
あ わ ら 市	三国土木事務所		坂井農林総合事務所	
坂 井 市	奥越土木事務所		奥越農林総合事務所	
大 野 市				
勝 山 市				
越 前 市				



◆申請手続きの流れ(電子申請サービス)



申請書入力

- 申請書に必要事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。

申請先	福井県
手続名	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書・変更許可申請書

【17】代表地点の緯度経度 **必須**

代表地点は申請地の中心付近を基本としてください。



緯度 36.06515038782325

経度 136.22177202474774

緯度・経度をGPSから取得

クリア

【18】土地の面積 **必須**

許可申請に関連する土地の総面積を記入してください。(盛土や切土を行わない道路、法面等を含む) (小数第1位四捨五入)

12000

平方メートル

【19】土地の工区別面積

工区で分けた場合は、工区別に面積を記入してください。(200文字まで)

1 工区 : 10,000m2
2 工区 : 2,000m2

○申請地を地図上で選択すると、緯度経度が自動入力されます。

申請書入力

- 申請書に必要事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。

申請先	福井県
手続名	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書・変更許可申請書

工事の概要

【24】盛土又は切土の高さ **必須**

規制対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記入してください。※最大高さとは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を言います。(小数第2位四捨五入)
(小数1桁まで)

3.0メートル

【25】盛土の土量 **必須**

盛土を行わない場合は0を記入してください。(小数第1位四捨五入)

20000立法メートル

【26】切土の土量 **必須**

切土を行わない場合は0を記入してください。(小数第1位四捨五入)

10000立法メートル

【27】擁壁1 : 番号

(20文字まで)

No.1+0.0擁壁

【28】擁壁1 : 構造

(20文字まで)

重力式擁壁

【29】擁壁1 : 高さ

(小数第2位四捨五入)
(小数1桁まで)

3.0メートル

【30】擁壁1 : 延長

(小数第2位四捨五入)
(小数1桁まで)

100.0メートル



◆申請手続きの流れ(電子申請サービス)



<資料添付>

申請書入力

添付資料選択

手続方法

送信内容確認

送信完了

添付資料選択

- 申請に必要な添付資料の提出方法を指定してください。提出方法の申請時添付を指定した場合にのみファイル選択が可能になります。
- 必要な書類の詳細について不明な場合は、「よくあるご質問」の「[Q. 申請書に入力する内容や必要な書類がわかりません。](#)」をご確認ください。
- 【申請時添付】の場合、【ファイルを選択】をクリックして対象ファイルを選択してください。
- すべての添付資料について提出方法を指定したら【次へ】をクリックしてください。
- 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大100 MB、合計サイズは最大200 MBです。

申請先

福井県

手続名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書・変更許可申請書

添付資料

文書名	備考	必須／任意	提出方法	ファイル選択
設計者資格証明書	卒業証明書、実務経験証明書、資格・免許等の写し	任意	☐ 申請時添付 ☒ 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
構造計算書	擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要、構造計画・応力計算及び断面算定	任意	☐ 申請時添付 ☒ 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
地盤の安定計算書	土質試験その他の調査、試験に基づく地盤の安定計算書	任意	☐ 申請時添付 ☒ 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
大臣認定擁壁認定書	計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	任意	☐ 申請時添付 ☒ 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
工事主の資力・信用に関する書類	資金計画書、預金残高証明書、資金借入又は融資証明書、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を証する書類、住民票又は個人番号カードの写し、直近1年間の所得税の納税証明書等（詳細は、手引き参照）	必須	☒ 申請時添付	テスト.pdf 削除
工事施行者の能力に関する書類	工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書、建設業許可証明書	任意	☐ 申請時添付 ☒ 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
申請地及びその周辺の写真		必須	☒ 申請時添付	テスト(1).pdf 削除
土地の権利者の同意書	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書	必須	☒ 申請時添付	テスト(2).pdf 削除
土地の公図の写し	工事に関連する土地の境界（赤枠で囲むこと）、工	必須	☒ 申請時添付	テスト(3).pdf 削除

？
お困りの場合はこちら

【添付可能な資料のファイルサイズ】

- 1つのファイルあたり最大100MB
- 合計サイズは200MB
- 上記以上のサイズになる場合は個別に相談してください。



◆申請手続きの流れ(電子申請サービス)



< 手続方法、送信内容確認 >

申請書入力

添付資料選択

手続方法

送信内容確認

送信完了

手続方法入力

手続方法を指定し、【次へ】をクリックしてください。

手数料は窓口以外の納付方法を選択した場合にのみ各項目の入力が可能となります。

納付方法が電子納付の場合、手数料欄の住所、支払者氏名、電話番号は入力が必要な項目です。

申請先	福井県
手続名	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書・変更許可申請書

手続方法

本人区分

☒ 本人

☐ 代理人

納付方法

☒ 電子納付

住所

(例) 0000000 (半角数字7桁)

〒 9108580

(例) 福井県〇〇市〇〇1丁目1-1 (100文字以内)

福井県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇〇〇〇〇

支払者 氏名

(例) 申請 太郎 (※法人の場合は会社名を入力してください) (40文字以内)

福井 太郎

電話番号

(例) 0776-12-4567 (ハイフンを含めた半角数字13文字以内)

0776-00-0000

申請書入力

添付資料選択

手続方法

送信内容確認

送信完了

送信内容確認

【送信】ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。

申請書を送信します。

内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。

申請先	福井県
手続名	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書・変更許可申請書

送信内容

添付資料

設計者資格証明書

提出しない

構造計算書

提出しない

地盤の安定計算書

提出しない

大臣認定擁壁認定書

提出しない

工事主の資力・信用に関する書類：テスト.pdf

表示

工事施行者の能力に関する書類

提出しない

申請地及びその周辺の写真：テスト(1).pdf

表示

土地の権利者の同意書：テスト(2).pdf

表示

土地の公図の写し：テスト(3).pdf

表示

土地登記事項証明書：テスト(4).pdf

表示

関係法令および条例等による許可等の確認書：テスト(5).pdf

表示

住民への周知措置を講じたことを証する書類：テスト(6).pdf

表示

誓約書：テスト(7).pdf

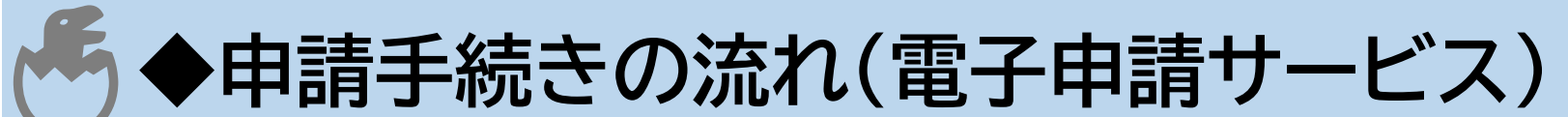
表示

前法令に基づき許認可等の写し

提出しない

【電子納付について】

- 令和7年4月から福井県証紙が使用できません。
- 福井県手数料納付システムで支払いをお願いします。



宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

申請者 氏名: 福井 太郎

工 事 の 概 要	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
		No.1+0.0崖面崩壊防止施設	かご枠工	2.0メートル	10.0メートル
		No.2+0.0崖面崩壊防止施設	補強土壁工(ジオテキスタイル)	5.0メートル	10.0メートル
				メートル	メートル
	ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
		No.1+0.0排水施設	道路U型側溝	0.3メートル	30.0メートル
		No.2+0.0排水施設	自由勾配側溝	0.5メートル	10.0メートル
				メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法	植生マットを敷設			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	種子吹付を施工			
	リ 工事中の危害防止のための措置	落石防止網の設置			
	ヌ その他の措置	濁水処理のため沈砂池の設置			
ル 工事着手予定年月日	令和7年3月1日				
ヲ 工事完了予定年月日	令和9年3月31日				
ワ 工程の概要	別紙工程表を参照				
11	その他の必要な事項	農地転用許可 申請中 林地開発許可 申請中			



土地所有者等の責務



◆盛土等の維持管理



- 規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。
- 周辺の安全確保のため、土地所有者等に是正命令が行われる場合があります。
- 盛土等による災害を防止するため、自らの土地を安全に維持管理することが非常に重要です。

！ 次のような現象が見られる場合は注意が必要です！

盛土の割れ



地下水の流出



擁壁の割れ

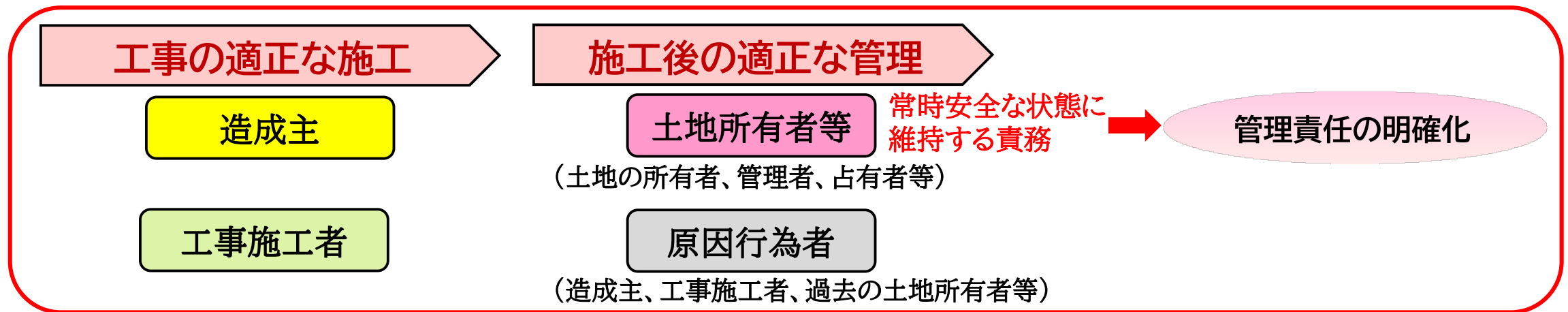




◆責任の所在、罰則等について



- 許可制度上の違反がある盛土等(無許可工事、技術的基準違反などの不法盛土等)を対象に、監督処分を行います。
- 許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等(区域指定前に工事着手した盛土、届出対象の盛土など危険盛土等)を対象に、改善命令を行います。
- 監督処分や改善命令に違反する場合は、罰則が適用されます。



■罰則(主なもの)

○無許可工事、虚偽申請、命令違反(監督処分)技術的基準違反

- ・個人の場合：3年以下の懲役 または 1,000万円以下の罰金
- ・法人の場合：3億円以下の罰金

○命令違反(改善命令)、中間検査、完了検査違反、定期報告違反、立入検査拒否

- ・個人の場合：1年以下の懲役 または 300万円以下の罰金
- ・法人の場合：1億円以下の罰金など

福井県 土木部 都市計画課

 福井市大手3丁目17番1号 県庁9階



0776-20-0498



tokei@pref.fukui.lg.jp



<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/morido/morido.html>

福井市 都市政策部 都市計画課

 福井市大手3丁目10番1号 市役所本館5階



0776-20-5450



tosi@city.fukui.lg.jp



<https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/tkeikaku/tkeikaku/p070584.html>